平成２５年（フ）第３１号
福岡県田川市大字伊加利2011番地　城山団地４－２－２
債務者　奥永　輝美（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３２号
福岡県田川郡香春町大字香春1015番地４　クイーンハイツＫ201号、前住所福岡県田川市大字夏吉1151番地２
債務者　村上　祐世
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第４２号
福岡県田川市大字伊田5131番地１
債務者　永末　真一
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１１０号
大分県由布市湯布院町川上1615、住民票上の住所大分県由布市湯布院町川上1644番地１
債務者　白水　清己
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１号
大分県由布市湯布院町川上1615、住民票上の住所大分県由布市湯布院町川上1644番地１
債務者　白水百合子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
宮崎県えびの市大字昌明寺689番地
債務者　松元　洋一
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第３９号
宮崎県延岡市平原町２丁目1118番地７
債務者　妻鳥　泰子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第６１号
秋田市川尻上野町１番５―36号
債務者　平泉　沙織
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９号
長野県松本市並柳１丁目８番１号　セントラルコーポ並柳104号
債務者　櫻田　　生
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２４６号
京都府八幡市男山香呂３番地―Ａ58―103
債務者　岡﨑　健治
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
京都府八幡市男山香呂３番地―Ａ58―103
債務者　岡﨑　靜枝
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２９２号
京都市下京区梅小路東町41番地の７
債務者　宮本　榮子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１９号
京都府宇治市神明宮北59番地　ノースパレス27・105号、前住所京都府城陽市富野鷺坂山59番地の28
債務者　松井　浩子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
京都市右京区西京極中町22番地
債務者　山本　　隆
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４０１号
京都市伏見区醍醐下山口町７番地　一言寺団地Ａ２号206
債務者　山口　剛純
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
広島県呉市安浦町内海北５丁目６―13アパートソナチネＢ101号、住民票上の住所広島県呉市安浦町安登西５丁目18番２号
債務者　大久保家美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４１号
広島県呉市伏原３丁目８番９号
債務者　古田　知之
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
広島地方裁判所呉支部